

安平町史編さん基本計画 (案)

令和 6 年 5 月

安平町史編さん委員会

1. 基本計画策定の趣旨

この基本計画は、「安平町史編さん基本方針」に定める町史編さんの目的及び町史編さんの方向性を踏まえ、町史編さんに関し必要となる具体的な計画を定めるものです。

【旧町史の発刊状況】

町史名	発刊年	年表	頁数
追分町史	昭和 61 年 8 月	昭和 60 年 12 月	1,509 頁
早来町史	昭和 48 年 3 月	昭和 44 年 12 月	1,707 頁
早来町史（続刊）	平成 10 年 2 月	平成元年 12 月	1,897 頁

2. 町史の名称

町史の名称は、「安平町史」とします。

3. 町史編さん計画

町史編さんの期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とし、町史編さんスケジュールは別表 1 のとおりとします。

4. 町史の構成と体裁

町史の構成は、以下を基本とします。ただし、町史編さん委員会での議論を経て、必要に応じて見直しを行うこととします。

- 第一編 前史
- 第二編 総説
- 第三編 戸数と人口
- 第四編 行政と財政
- 第五編 産業と経済
- 第六編 交通・運輸・通信
- 第七編 教育・文化・宗教
- 第八編 公安・消防
- 第九編 保健・衛生
- 第十編 社会
- 第十一編 観光
- 第十二編 地域振興

町史の体裁は、A5 判、縦書き、本文モノクロ・口絵カラー刷り、1,000 頁程度を基本とします。また、写真や図版をできるだけ多く収録し、広く町民に親しまれ、理解しやすい町史とします。

5. 町史の頒布方法

町史の頒布にあたっては、町民が容易に入手できるよう、購入しやすい価格設定や場所、方法となるよう努めます。また、多くの人が町史に触れる機会を増やすため、書籍以外の電子媒体（CD-ROM版）での頒布について検討を進めます。

6. 町史編さん組織

町史の編さん業務を円滑に推進するため、次の組織を設置します。

(1) 安平町史編さん委員会

町長の諮問に応じ、町史の編さんに関する計画及び方針の策定など、町史編さんの基本的な事項について審議し、答申します。

(2) 専門部会

町史編さん委員会の委員により構成され、町史の内容をより充実させるため、各分野において、専門的な議論を行います。

(3) 協力員

町史の内容を補完するため、資料提供及び資料収集作業に協力する個人や団体を協力員として委嘱します。

(4) 事務局

総務課町史編さん室において、町史編さん業務に関する一連の事務を行います。

参考

安平町史編さん基本方針

1. 趣旨

安平町が誕生して20年を迎えるのに合わせ、広い視野から歴史や文化を記録し新たな町史を編さんすることは、将来のまちづくりを進めるために意義のあることです。

今回の町史編さんにあたり、編さん事業を円滑に推進するため、安平町史編さん委員会設置条例第2条第1項の規定に基づき、編さんに関する方針等を以下のとおり定めます。

2. 町史編さんの目的

- (1) まち全体の歴史を振り返ることにより、町民の理解と郷土愛を育み、将来のまちづくりにつなげることを目的とします。
- (2) 過去・現在のまちの姿や人々の諸活動を記録した地域史料を後世へ継承することを目的とします。
- (3) 合併し生まれ変わった安平町として、より一層一体感の醸成を図り、まちの発展に寄与することを目的とします。

3. 町史編さんの方向性

町史の編さんは、その目的のために、以下の方向性に基づいて進めます。

- (1) 安平町まちづくり基本条例の基本的な考え方である「町民参画と協働のまちづくり」に従い、町民目線の町史発刊を目指します。
- (2) 早来町、追分町、安平町の歴史を振り返り、町民が共感をもてるような内容とします。
- (3) 北海道をはじめ、わが国全体及び国際社会など社会の動きと地域にとって特に大きな影響のあった重大事象を盛り込み、時代の変化が見える内容とします。
- (4) 広く町民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される町史を目指します。
- (5) 既刊町史をはじめ、これまでの町内外の諸研究を参考とし、歴史的公文書や古文書、考古資料等の調査・収集・整理を進めます。
- (6) 写真や図版を多く取り入れ、理解しやすいものとします。

4. 基本計画

町史の編さんに関し必要となる具体的な計画については、別にこれを定めます。